## 決議 9.25 (CoP16 で改正) \* [仮訳]

## 附属書Ⅲへの種の掲載

第16条1項により、締約国は附属書 III に種を掲載する権利を与えられていることを認識し、

第2条3項では、締約国が取引の規制において他の 締約国の協力を必要とする場合のみの締約国による附 属書IIIへの種の掲載を規定していることを想起し、

附属書 III への掲載を要求する締約国およびその隣国の領土を越えた自然分布域を持つ種に関し、そのような掲載では必ずしも全生息国を包含する必要はないことを認識し、

第1回締約国会議(ベルン、1976)で締約国によって採択された決議 1.5 が、附属書 III に含まれる種の容易に識別可能な部分と派生物すべてを包含するよう勧告したことに留意し、

第 5 回締約国会議(ブエノスアイレス、1985 年)で締約国によって採択された決議 5.22 が、附属書 III に掲 載する種に関する基準を勧告したことに留意し、

第7回締約国会議(ローザンヌ、1989年)で締約国によって採択された決議 7.15 が、締約国に対し、種の附属書 III への掲載または附属書 III からの削除を締約国会議会合で宣言するよう奨励したことに留意し、

第8回締約国会議(京都、1992)で締約国によって採択された決議8.23が特に、附属書IIIに掲載する種を提出する前に、締約国はその種の取引上の状態および生物学的状態に関し、動物委員会または植物委員会の助言を要請するよう勧告したことに留意し、

附属書 Ⅲ に は、まったく国際取引が行われないか、 あるいは稀にしか国際取引が行われず、したがって、 条約が有効でない種が含まれていることを意識し、

多くの締約国が、附属書 III に関する条約の規定を施行する管理上の負担を進んで引き受けようとしないことを看取し、

この不満足な施行状態が生じているのは、締約国が 附属書 III の有効性を完全には納得していないためであ ると信じ、

決議 1.5 勧告 5 は、国内法の十分な施行の必要性を 取り上げていないという点で欠陥があったことを認識 し、

第8回会合(京都、1992)で表明された決議の数 を減らしたいという締約国会議の希望を想起し、 附属書 III に関する条約の有効な施行のためには、 附属書 III への種の掲載に関し、前文で表明された条約 の 狙いを反映する明快なガイドラインを示すことが望 ましいことを考慮し、

## 条約締約国会議は

附属書 I または II に掲げる種に関して留保を付した 締約国は、この種の附属書 III への掲載を要求しないよ う勧告する。

附属書 III へのある種の掲載を考えた場合、締約国は以下のことを行うよう勧告する。

- a) 次のように保証する。
  - i) その種はその国に原生する。
  - ii) 種の保全のために搾取を防止または制限し、取引を規制するために適切な国内法規が存在し、 それらは違法な採取、取引、所有に対する罰則と没収に関する規定を含む。
  - iii) 国内施行手段はこれらの規制の施行という点で十分である。そして
  - iv) 木材を得るために取引される種に関し、特に 附属書 III への掲載を要求する国の種の保全と いう観点から、その掲載により条約の目的と その効果的施行をもっとも良く達成するよう な地理的に離れた個体群または種個体群のみ を含めることを考慮する。
- b) これらの法規と手段にも関わらず、違法取引の規制には、締約国の協力が必要であることを示す 徴候があると判断する。
- c) 他の生息国の管理当局、既知の主な輸入国、事務局、動物委員会または植物委員会に、附属書 III へのその種の掲載を考慮中であり、そのような掲載が潜在的に持つ影響力に関してそれらの意見を求めたい旨を伝える。
- d) 規定の協議の後、また、その種の生物学的状態と取引状態から、その行動が正当化されると満足できた後、附属書 III への掲載を希望する種の名称を事務局に提出する。かつ
- e) ある種を附属書 III に掲載するための要求では、 容易 に識別可能な部分並びに派生物全部を掲載 すること を意図しない限り、どの容易に識別可

<sup>\*</sup> 第 13 回、第 14 回締約国会議の後に事務局により訂正され、さらに決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従って事務局により改正。その後、第 15 回締約国会議に従って事務局によって改正。さらに第 16 回締約国会議で修正。

能な部分並びに派生物を掲載するかを確実に指定する。

- f) 種を附属書 III に掲載するための要求の一部として提案される注釈が、野生資源の取引および需要において優位を占める部分並びに派生物を対象とし、実行可能な範囲内で関連する既存の注釈と調和されるようにする。
- g) 事務局および常設委員会と協議し、種を附属書 III に掲載する要求の一部として提案される注釈 (および適宜、注釈中の用語の定義)を、明確か つ曖昧なところがなく、執行官および利用者集団 により理解されるものにする。

さらに、緊急な掲載の必要性が無い限り、附属書 III への種の掲載もしくはそこからの種の削除を意図する締約国は、締約国会議会合の少なくとも3ヵ月前までにその意図を事務局に通知し、その会合で採択された附属書 I と附属書 II の改正と同じ日にそれが発効することを保証するために間に合うよう締約国がその改正について通知されるよう勧告する。

事務局に対し、次のように命じる。

- a) 各締約国会議会合の後に、あるいは正当な根拠が あった場合はそれ以外の時点でも、変更された 附属書 I、II、III をまとめて公表する。
- b) 附属書 III へのある種の掲載を締約国に知らせる 前に、第16条4項に従い、当該締約国からすべ ての関連国内法ならびに条例のコピーを確実に 受理する。そして
- c) ある締約国が附属書 III への種の掲載を要求し、 かつ、掲載を特定の個体群に限定するよう要求 した場合、その締約国が意図するレベルの管理 および他の生息国 との協力を確実に達成できる

よう、その締約国と協議すること。

注釈の付かない附属書 III への種の掲載は、容易に 識別可能な部分並びに派生物全部が附属書に掲載され ることを意味することに合意する。

動物委員会と植物委員会に対し、入手可能な資金提供を条件として、附属書 III の種の状態の検討にあたり、必要に応じて締約国を支援するよう要請する。

附属書 III に種を掲載した締約国に対し、これらの種の状態を定期的に検討し、これらのガイドラインおよび動物並びに植物委員会の勧告を考慮に入れた上で、それらを附属書に維持する必要性を考慮するよう促す。

すでに附属書 Ⅲ に掲載されている種が、その後、 附 属書 I または Ⅱ に掲載される時、それは附属書 Ⅲ から削除されることを決議する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。 a) 決議 1.3 (ベルン、1976 年) ―特定の状況にお ける附属書 II または III からの種の削除 – b)

- b) 決議 1.5 (ベルン、1976) —条約のある規定の 解釈と履行に関する勧告—3、4、5項
- c) 決議 1.5 (CoP12 で改正) (ベルン、1976 年。フォートローダーデール、1994 年およびサンティアゴ、2002 年で改正) —条約のいくつかの条項の解釈および施行
- d) 決議 5.22 (ブエノスアイレス、1985) ―附属書 III への種の掲載に関する基準―勧告のa) およびb)、要請の段落
- e) 決議 7.15(ローザンヌ、1989)─附属書 III の 改正
- f) 決議 8.23(京都、1992)─附属書 III の検討 ■